（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：⑴　図録に複製
　　⑵　ちらしに複製
金額の単位：円

No.	題号	著作者名	⑴　図録への利用							⑵　ちらしへの利用	
			本体価格	発行部数	使用料率	使用ページ／総ページ	使用料：⑷	⑷もしくは3,000円のいずれか高い額	補償金の額（税込）	使用料	補償金の額（税込）
1	不明	畠野圭右	2,500	1,700	10%	4／232	1,221	3,000	3,240	—	—
2	不明		2,500	1,700	10%	4／232	1,221	3,000	3,240	—	—
3	不明		2,500	1,700	10%	4／232	1,221	3,000	3,240	—	—
4	不明		2,500	1,700	10%	4／232	1,221	3,000	3,240	—	—
5	不明		2,500	1,700	10%	4／232	1,221	3,000	3,240	6,000	6,480
6	不明		2,500	1,700	10%	4／232	1,221	3,000	3,240	—	—
								計	19,440	計	6,480

○文化庁告示第二十号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　左記三①の利用については五、六一六円、左記三②の利用については制作部数に応じ別表のとおり

二　利用者の住所及び氏名　東京都文京区本郷三丁目十一番六号　株式会社一声社（代表取締役　米山傑）

三　利用方法

①　書籍において三、〇〇〇部複製し、本体価格一、〇〇〇円で公衆に譲渡する。

②　①に加え、必要に応じて一、〇〇〇部を単位として追加で複製し、本体価格一、〇〇〇円で公衆に譲渡する。

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

利用方法：書籍において複製し、公衆に譲渡

No.	題号	著作者名	著作物の種類	歌詞・楽曲の別	利用方法（複製・譲渡）			補償金の額（税込・単位：円）	追加複製にかかる補償金の額（税込・単位：円）		
					利用する書籍名	制作部数	価格（円）		1,000部まで	2,000部まで	3,000部まで
1	不明	不明	音楽	歌詞・楽曲	ハンカチでおはなし	3,000	1,000	5,616	2,592	2,808	5,616

○文化庁告示第二十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年九月二十一日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年二月五日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　不明　不明　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　京都府京都市左京区岩倉南桑原町五十六　株式会社世界思想社教学社（代表取締役　上原寿明）

三　利用方法　出版用教材において複製又は翻訳及び複製し、公衆に譲渡する。（別表参照）

四　補償金の総額　一二八、九二九円